期　働き方改革推進のための振り返り

　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

　　Ａ：良くあてはまる　Ｂ：あてはまる　Ｃ：あまりあてはまらない　Ｄ：あてはまらない

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　目 | 評　価 |
| 意識改革 | １２３４ | 働き方改革についての全員参加の研修会が行われ、効果を上げた。働き方改革についての教職員の意識改革が進み、チームとしての実行への意思が確立している。保護者や地域の人々の働き方改革についての意識改革に向けたはたらきかけを行った。学校における働き方改革について保護者や地域の人々の意識改革が進み、協力が得られている。 | A B C DA B C DA B C DA B C D |
| 行事や業務の見直し | １２３４５６７８９ | 働き方改革の視点から行事の見直しや縮小を行った。働き方改革の視点から業務の見直しやICT活用を含めた効率化を行った。必要性の低い業務は思い切って廃止し、教育効果のある業務も優先順位をつけて取捨選択した。業務を仕分けして教員の業務を明確化し、事務職員、教育委員会等が担えるものは移行した。学校徴収金の徴収・管理は、教育委員会、事務職員など、教員以外が行っている。調査・統計等への回答は、可能なものは事務職員等が行っている。部活動指導員、サポートスタッフ、専門スタッフなどの配置と参画が進んでいる。勤務時間外には学校の電話を留守番電話とし、緊急連絡は教育委員会事務局等が受けている。研修の精選や出張の縮減が進んでいる。 | A B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C D |
| 長時間勤務是正 | １２３４５６７ | 勤務時間を客観的に計測・記録するしくみがある。超過勤務は１か月４５時間以内、１年間３６０時間以内だった。臨時的な特別の場合でも、超過勤務は１か月１００時間未満、１年間７２０時間以内だった。超過勤務が４５時間を超えた月は年間６か月以内、複数月の１か月平均は８０時間以内だった。勤務時間の上限を形式的に守るために、持ち帰り業務が増えたということはない。勤務時間の途中に４５分以上の職場を離れて自由に使える休憩時間が確保されている。実際より短い虚偽の勤務時間を記録に残したり、残すようすすめられたりしたことはない。 | A B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C D |
| 部活動抜本改革 | １２３４５６７ | 顧問は活動内容、活動時間、休養日、長期休養などを明示した活動計画を作成した。学校の「部活動の方針」及び各部の活動計画を、学校のホームページへの掲載等により公表した。１日の活動時間は、平日は長くとも２時間程度、休業日は長くとも３時間程度だった。学期中は週当たり２日以上の休養日（平日１日以上、休業日１日以上）を設けた。長期休業中は学期中に準じた休養日を設けるとともに、長期休養（オフシーズン）を設けた。効率的活動方法の導入、参加する大会や練習試合の精選等により、部活動時間の縮減を図った。活動時間の上限や休養日の設定を守るよう、職員間で互いに声をかけ合える雰囲気がある。 | A B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C DA B C D |
| 成果 | １２ | 業務の改善等によって授業改善のための時間や生徒に接する時間が増えた。長時間勤務の是正によって日々の生活の質や教職人生が豊かになった。 | A B C DA B C D |